

組見本  
(B5判縮小)

第1章 はじめに



特別取締役とは

会社法で、特別取締役という制度ができたようですが、これはどのようなものか教えてください。



特別取締役の制度とは、社外取締役1人以上を含む取締役が6人以上の取締役会設置会社において、あらかじめ取締役会決議により選定された3人以上の取締役(特別取締役)について業務執行の決定を行うことができる制度です。

財産委員会と類似の制度ですが、特別取締役の制度は大会社でない会社でも採用可能です。一定の事項について、取締役の一部の者に決定権限を与えることで、迅速かつ機動的な会社の業務決定・業務遂行を可能にする制度であるといえます。

特別取締役とは

特別取締役の制度は、会社法で新しく設けられた制度です。委員会設置会社を除く取締役会設置会社において、あらかじめ取締役会決議によって選定された3人以上の取締役(特別取締役)が一定の業務執行の意思決定を行うことができるというものです。

特別取締役の制度は、会社法施行前に大会社において認められていた重要

特別取締役を設置するための要件

- 特別取締役の制度を設置することができる会社は、
- ① 取締役会設置会社であること
  - ② 取締役の数が6人以上であること
  - ③ 取締役のうち1人以上が社外取締役であること(社外取締役取締役に選任しなければならないではありません)
  - ④ 委員会設置会社でないこと

—122—

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

- 法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 変更にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
- ご希望によりさしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

新日本法規出版株式会社

本社 東京都千代田区千代田1-1-1  
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区西新宿2丁目6番地  
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2  
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区西新宿2丁目6番地  
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
 大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内野町2丁目1番12号  
 広島支社 〒730-8558 広島市中区橋本町3番22号  
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

第1章 はじめに

の要件を備えている会社です。

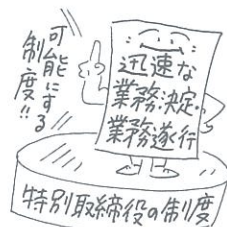
設置の方法等

特別取締役の制度を設置するためには取締役会決議で、取締役の中から3人以上の特別取締役を選定します。新たに取締役を選定するのではなく、取締役のうちから一定の役割を担う取締役を決めるだけです。株主総会決議は不要です。

なお、特別取締役制度をとること(特別取締役の決議の定めがあること)および特別取締役の氏名は登記事項です。

特別取締役の権限

取締役会の法定決議事項のうち、重要な財産の処分および譲受け、多額の借財、の2つの事項について、特別



取締役の過半数が出席賛成で決定したことになります。

定足数および議決要決議で加重することが上記2つの事項以外に定決議を特別取締役の決議とはできません。また、は、定款の定めで書面決議も可能になりましたが、決議については書面決議

特別取締役制度の効果

既に述べましたように、による決議の定めを置くこと、うな効果があります。

- ① 取締役会の法定決議事項重要な財産の処分および譲受け、多額の借財の2つの事項について特別取締役の決定したことが現決議となります。
- ② 特別取締役以外の取締役は重要な財産の処分および譲受け、借財、の2つの事項の決定を取締役会に出席する必要がなくなります。
- ③ 特別取締役の互選によって選定された者は、重要な財産の処分および譲受け、多額の借財についても後、遅滞なく、決議の内容を特別

第1章 はじめに



会社の業務の適正を確保する体制

最近、企業のコンプライアンスということがあちこちで言われるようになりましたが、会社法では会社の業務の適正を確保するための体制の整備が義務づけられました。すべての会社がこのようなことを義務づけられたのでしょうか。また、会社としては具体的にどのようなことをすれば良いのでしょうか。



会社法では、会社の業務の適正を確保するための体制の整備が取締役あるいは取締役会の業務として規定されました。会社の業務の適正を確保するための体制を、内部統制

内部統制システムとは

平成18年に施行された会社法は、取

円滑な会社運営に欠かせない幅広い分野の法律知識を収載!

誰にもわかる  
会社役員<sup>の</sup>法務と税務

編集 会社役員実務研究会

代表 川合 善明 (弁護士)

及川 健二 (弁護士)

緒方 孝則 (弁護士)

〈税務担当〉

瀬野弘一郎 (税理士)



◆ 役員の資格・責任などに関する会社法上の問題から給与などに関する税法上の問題まで、会社役員にまつわる問題点を具体的にとりあげ、わかりやすく解説してあります。

加除式・B5判・全3巻・ケース付・総頁2,744頁  
 本体価格14,000円+税 送料実費

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

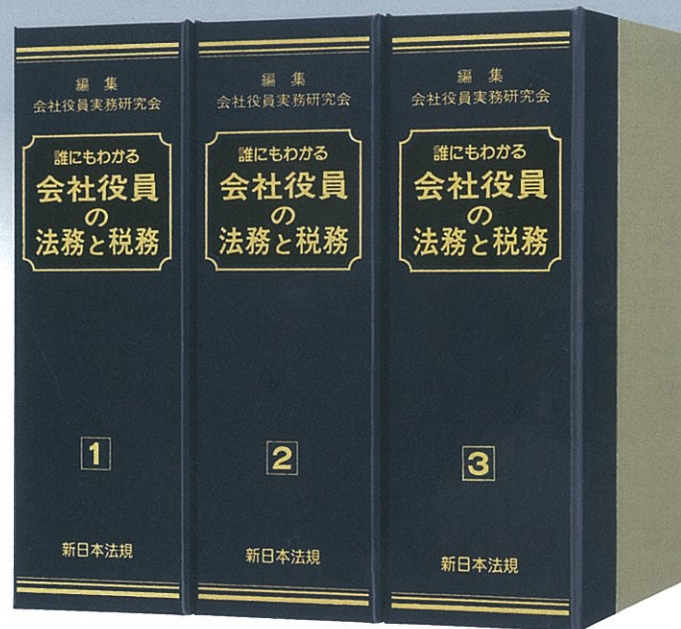
☎0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

ホームページ <http://www.sn-hoki.co.jp>

E-mail [eigy@sn-hoki.co.jp](mailto:eigy@sn-hoki.co.jp)

新日本法規オンライン

本書はオンライン書籍も発売しています。  
 年間利用料 本体価格12,000円+税



創業1948年

新日本法規出版